

滋賀県衛生科学センター整備設計・施工者選定等支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、標記業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

滋賀県衛生科学センター整備設計・施工者選定等支援業務

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)9月30日まで

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 予定価格

36,794,000 円(消費税および地方消費税を含む)

ただし、各年度の支払上限金額を下記のとおりとする。

令和6年度 18,397,000 円(消費税および地方消費税を含む)

令和7年度 18,397,000 円(消費税および地方消費税を含む)

5 プロポーザルに参加する者に必要な資格

1. 単独の事業者による参加の場合

滋賀県衛生科学センター整備設計・施工者選定等支援業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の応募者は、次の要件を満たす法人(共同企業体も含む)とし、業務の一括再委託は認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、
その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次の①もしくは②に該当する者であること。

- ① 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】 大分類: 役務 中分類: 各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
(〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 [TEL:077-528-4314](tel:077-528-4314))

- ② 滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和63年10月5日滋賀県告示第443号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加有資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【入札参加業種】 建築設計監理

- (5) 次の業務実績を元請で受注した実績を有すること。

国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型三から十二に該当し延べ面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改築に伴って行われたCM業務のうち、平成26年4月1日以降に発注され、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務(全体計画の一部が完了でも可とする。)

※国または地方公共団体等が発注する工事:公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に定める公共工事

2.共同企業体(JV)による参加資格

- (1) 共同企業体の各構成員が、5 参加資格の(1)～(4)の参加資格を満たしていること。
- (2) 共同企業体の代表企業が、5 参加資格の(5)の参加資格を満たしていること。
- (3) 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (4) 共同企業体の各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または他の共同企業体の構成員でないこと。

6 管理技術者の資格および実績要件

資格等要件は、原則として次に掲げるとおりとする

- (1) 管理技術者
CCMJ(日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネジャー、以下「CMr」という。)の資格および一級建築士の資格を有する者で 5 参加要件(5)に該当する実績を一件以上有すること。
- (2) 建築(総合)
CMrの資格または一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。
- (3) 建築(構造)
構造設計一級建築士または一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。
- (4) 電気設備
建築設備士、設備設計一級建築士または一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

(5) 機械設備(給排水衛生・空調換気)

建築設備士、設備設計一級建築士または一級建築士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

(6) 建築コスト管理

建築コスト管理士または建築積算士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

(7) 工事施工計画

一級建築施工管理技士の資格を有する者でCM業務に携わった実績があること。

(8) 発注・入札契約支援

CMrの資格または一級建築士の資格を有する者CM業務に携わった実績があること。

※兼務について

業務に支障のない範囲において、管理技術者および各主任担当者は下記のいずれかの条件を満たせば兼務を認めるものとする。

- ① 管理技術者は建築(総合)主任担当者以外の、いずれか一つの各分野の主任担当者との兼務を認める。
- ② 建築(総合)主任担当者は管理技術者以外の、いずれか一つの各分野の主任担当者との兼務を認める。
- ③ 建築コスト管理主任担当者、工事施工計画主任担当者、発注・入札契約支援主任担当者は、いずれか一つ兼務することは認めるが、電気設備、機械設備主任担当者はいずれの主任担当者を兼務することは認めない。

7 プロポーザル説明会

開催しない。

8 スケジュール(案)

内容	実施期間または期日
公募開始	令和6年7月5日(金)
質問書の提出期限	令和6年7月17日(木)12時まで
質問書に対する回答期限	令和6年7月22日(月)
参加申込書類の受付期間	令和6年7月24日(水)17時まで
資格審査の結果通知	令和6年7月26日(金)【予定】
提案書の受付締切	令和6年8月1日(木)17時まで
プレゼンテーション審査会	令和6年8月5日(月)【予定】
候補者選定の審議	令和6年8月上旬【予定】
審査結果通知書の送付	令和6年8月上旬【予定】
契約締結	令和6年8月中旬【予定】

※上記スケジュールは、県の都合により変更する場合がある

9 質疑・応答

本プロポーザル要領や仕様書に関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。
また、質問期限以降の質問は受け付けない。

(1) 質問受付期限

令和6年7月17日(水曜日)12時まで

(2) 質問方法

質問書(様式1)を使用すること。

なお、提出方法は電子メールとし、下記(3)の質問送信先に送付すること。

なお、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

(3) 質問送付先

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課管理係

メールアドレス:ej0010@pref.shiga.lg.jp

送信確認用電話番号:077(528)3578

(4) 電子メールでの質問に対する回答

参加申込書の提出があった全ての者に対し、提出された全ての質問および回答の内容について7月22日(月曜日)を目途に電子メールで送付する。

10 参加申込の手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出物

参加申込書等の提出書類	
① 公募型プロポーザル参加申込書 (様式2-1または様式2-2)	1部
② 申請者の概要(様式3) (パンフレット等の添付でも可)	6部
③ 参加資格要件の受注実績(様式4)	6部
④ 管理技術者、各分野の主任担当者の資格 および業務実績等(様式5) (資格証、契約書、体制表の写し等)	担当者毎 各6部
⑤ 定款	1部
⑥ 過去3年の事業報告書	1部

(2) 提出期限・方法等

・提出期限:令和6年7月24日(水曜日)17時必着(受付時間は平日9時から17時まで)

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

郵送および電子メールによる場合は提出期限までに到着した者に限り受け付ける。

・提出方法:持参、郵便または電子メールにより提出すること。

・提出先:滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (県庁北新館3階)

メールアドレス:ej0010@pref.shiga.lg.jp

11 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。

なお、提案は、1者につき1案とする。

(1) 提出書類

企画提案書等の提出書類	
① 企画提案書(様式6)	1部
② 企画提案書別紙(任意様式)	6部
③ 見積書(任意様式、押印不要)	1部
④ 見積書その2(任意様式、押印不要)	1部
⑤ 社会政策面の取組の証明書類 (該当する項目のみ)	各1部

①企画提案書(様式6)

②企画提案書別紙

・様式等の形式

ア 表紙:「滋賀県衛生科学センター整備設計・施工者選定等支援業務」と記載。

イ 様式:日本工業規格A3版横書き短辺綴じ・片面印刷でページ番号を付すこと。(印刷の色は不問)

ウ 文字:フォントサイズ10ポイント以上・横書き

エ 制限枚数:表紙を除き、5ページ以内とすること。

オ 構成:文章を補完するために、イメージ図(概略図)や図表等を使用しても差し支えない。なお、イメージ図(概略図)や図表等の補完的説明については、10ポイント未満のフォントサイズを認める。

カ 提案書の電子データを提出すること。

・企画提案書に記載する提案内容は、確実に実施できるものとする。

・提案者の名称、ロゴ等を記載しないこと(表紙を除く)。

・企画提案として、次の項目について記載すること。

ア 仕様書に示す業務の遂行に当たっての提案者の取り組み方針

イ 仕様書に示す業務の遂行に当たっての業務実施体制(組織体制、管理技術者、担当者等)

ウ 仕様書に示す業務の遂行に際し、想定されるトラブルと、その課題に対する品質・コスト・スケジュールを踏まえた対応策の提案

エ 要求水準書の作成に際しての、対象施設において配慮する仕様や品質についての提案

オ 設計施工者への発注方式、設計施工者選定プロセスにおける留意点とその対応

③概算見積(様式自由・押印不要)……………1部

・仕様書に掲げる業務について、着手から本業務完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。

④概算見積その2(様式自由・押印不要)……………1部

・本プロポーザル評価の対象には含まないが、本事業で今後発生する可能性があるCM業務に係る事業計画等の参考資料とするため、下記(ア)、(イ)および(ウ)の業務内容ごとの内訳を含む参考見積書を提出すること。ただし、参考見積書その2に記載する見積金額は、今後、提出者が下記(ア)、(イ)および(ウ)の業務を受託する場合でも、その契約金額等を拘束するものではない。着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。

(ア) 基本設計段階CM業務(想定業務期間5ヵ月)

(イ) 実施設計段階 CM 業務(想定業務期間6ヵ月)

(ウ) 工事段階CM業務(想定業務期間 18 ヶ月)

⑤社会政策面の取組の証明書類(該当する項目のみ)…各1部

1. 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
3. 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
4. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
5. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
6. 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
7. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
8. 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
10. 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダ

ードの登録

エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出期限・方法等

・提出期限：令和6年8月1日(木曜日)17時必着(受付時間は平日9時から17時まで)

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

郵送による場合は提出期限までに到着した者に限り受け付ける。

・提出方法：持参または簡易書留郵便により提出すること。

・提出先：滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 (県庁北新館3階)

12 プレゼンテーション審査および契約予定者決定の方法

(1)滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課が設置するプレゼンテーション審査会において、提出された企画提案書等に基づき、契約予定者1者を選考する。

(2)プレゼンテーション審査会では、以下の項目について評価を行い、総合点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点(100点)の5割(50点)未満の場合は、契約予定者としない。

(3)評価項目

評価項目		配点
①	的確性 ・業務目的や本案件の特性を十分理解しているか ・実施の手法等は的確で合理的かつ具体性があるか	20
②	企画力 ・業務の実施方法等に本案件の課題解決に資する独自の提案があるか ・取組意欲が感じられ、提案内容に工夫が見られるか	20
③	実現性 ・業務の実施体制は十分に整っているか ・業務の大部分を第三者に委託していないか ・業務の全体スケジュールは適切か	20
④	専門性 ・類似業務の実績があるか ・提案者のノウハウや経験を活かした提案となっているか。 ・業務の円滑な実施に必要な専門的知見や情報収集のためのネットワークを有しているか	20
⑤	経済性 ・経費節減を意識した見積金額か。 予定価格の80%未満…評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点	10
⑥	地域貢献 ・滋賀県内に事業所を置いているか。	3
⑦	社会政策 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑧	高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	2
⑨	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。	2

	①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
⑩	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計(満点)		100

(4)プレゼンテーションの実施日

令和6年8月5日(月)【予定】

具体的な日時および場所は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(5)実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(6)説明時間 20分以内

(7)質疑応答 15分程度

(8)参加人数 5名以内

※管理技術者、建築総合担当者の出席は必須とする。ただし、その他は上限数に達するまでは担当者以外からの参加も認める

(9)留意事項

①プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書およびそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。なお、企画提案書記載の内容以外の説明は行わないこと。

②プレゼンテーションを行う順番は、参加申込の順番とする。

③パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、滋賀県が準備したプロジェクターおよびスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。(ケーブル種類HDMI・映写媒体スクリーン)

④類似業務の実績の評価は、参加申込書等の提出書類、様式4・様式5も評価の対象とする。

(10)審査の結果については全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。

(11)審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

(12)協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

13 失 格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1)提出期限等に遅れた場合、プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (2)提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5)その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

14 その他注意事項

- (1)本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける書類や資料は返却しない。企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとし、提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。ただし、本県と契約に至った者が作成した企画提案書については、県が必要と認める場合には、県はあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができるものとする。
- (2)提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる経費は、全て参加者の負担とする。
- (3)提出された提案書等を受理した後の内容の変更(加筆、訂正、差し替え等)は認めない。
- (4)契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5)プロポーザル参加申請書や企画提案書を作成した同一のスタッフが業務終了まで主な担当者として業務を行うこと。
- (6)委託料の支払いは、原則として年度ごとの委託業務の完了後に当該年度分を精算払いとする。
- (7)手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (8)提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報に適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。
- (9)受託者が共同企業体である場合、当該共同企業体は事業期間を通じて存続し、その各構成員は本事を遂行する義務を連帯して負うこと。また、共同企業体の結成から解散まで、構成企業を変更または追加することは原則として認められないこと。
- (10)本業務の受託者(再委託を含む)およびその関連企業(会社法(平成17年度法律第86号)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者および親会社を同じくする子会社同士にある者、または、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者)ならびに、これらいずれかの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、別途発注する滋賀県衛生科学センター整備事業に係る設計施工業務の請負者となることはできない。
※「資本面において関連があると認められた者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

15 問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課 管理係 担当:古川

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号:077(528)3578 メールアドレス:ej0010@pref.shiga.lg.jp